

平成22年度

大学生の就業力育成支援事業

公募要領

平成22年4月

文部科学省

# 目 次

1	事業の背景・趣旨	1
2	事業の概要	
	(1) 募集の対象	1
	(2) 申請件数・募集内容等	3
	(3) 選定件数	3
	(4) 取組に対する経費措置	3
	(5) 事業規模等	4
	(6) 中間・事後評価	5
3	選定方法等	
	(1) 選定の方法	5
	(2) 選定結果の通知	5
4	要件違反等	
	(1) 形式的要件違反	5
	(2) 申請要件違反	6
	(3) 申請内容の重大な誤謬等	6
5	申請に当たっての留意事項	
	(1) 申請書	6
	(2) 申請内容等チェックシートによる確認	6
	(3) 申請手続	6
	(4) その他	7
6	公表等	7
7	問い合わせ先	7

# 1 事業の背景・趣旨

## [背景]

現在の厳しい雇用情勢において、新卒学生の就職率の向上、学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっている。

これまで、文部科学省では、キャリアカウンセラーの配置などを進めてきたところであるが、根本的な解決にはいたっていない。

これらを踏まえ、就業力の育成に主眼を置いて、全学的に教育改革を行おうとする意欲を持つ大学に、競争的な環境の下、国として緊急かつ強力に支援することとした。

本年2月25日に大学設置基準等を改正し、教育課程内外を通じた「社会的・職業的自立に向けた指導等（キャリアガイダンス）」を制度化した（平成23年4月1日施行）ところであり、大学においては、教育課程内外を通じて、学生が社会的・職業的自立につながる就業力をしっかりと身につけさせることが重要である。

また、中央教育審議会大学分科会の審議において求められている、大学の機能別分化のひとつである幅広い職業人養成に比重を置く大学づくりにも資するものである。

## [趣旨]

本事業は、各大学・短期大学（以下、「大学」という。）において、入学から卒業までの間を通じた全学的かつ体系的な指導を行い、学生が次のようなプロセスを繰り返し、その社会的・職業的自立が図られるよう、大学の教育改革の取組を国として支援するものである。

- ① 初年次教育等を通して、自らの職業観・勤労観を培うとともに、自らの生き方や生活（ワークライフバランス含む）について基本的な展望を持つ。
- ② ①と併せて、自らの個性・能力を把握しつつ、将来の進路を自らの責任で選べるよう、主体的に大学生活を組み立て、適切な授業科目や講座を選択し、計画的に学修を進める。大学は、その大学生活や学修が有効なものになるとともに、体系的な履修計画の下に学修が行われるよう、指導・相談・助言を行う。
- ③ ①、②を踏まえ、座学によって得られる専門的知識や技術が、企業等の第一線でどのように活用されるか実地に学ぶなど、目的意識をもって学修を継続・深化させ、その結果、大学卒業後に役立つ社会的に必要な能力や実践的な能力を獲得する。
- ④ 全体を通して、大学生活を通じて修得した様々な知識や技術が、自分の中で有機的に統合され、大学を卒業した職業人として求められる最低限の資質能力が形成されているかを自ら確認する。

# 2 事業の概要

## (1) 募集の対象

- 学長を中心とするマネジメント体制の下、国公私立大学（私立とは設置者が学校法人のものに限る。）が、本事業の趣旨に沿って、達成目標を明確にし、確実な計画のもとに、大学の建学の精神、学部等の教育上の目的等に応じて、産業界等との連携による実学的専門教育を含む、学生の卒業後の社会的・職業的自立に向けた新たな取組を募集の対象とします。

- 以下の単位で実施する取組を募集の対象とします。なお、複数の大学での共同の取組を申請することも可能です。

[大学]

大学全体、学部（複数学部も可）で行う取組

[短期大学]

短期大学全体、学科（複数学科も可）で行う取組

※ 大学院研究科、専攻科及び別科の取組については申請することはできません。

#### 【選定の要件】

選定にあたっては、取組を実施する学部等を中心に大学における以下の①～③を要件とします。

- ① 就業力の育成について、本事業の趣旨に沿って、従来の大学教育に加え、就業して役立つ実学的専門教育を含む体系的な計画が策定されていること。
- ② 「社会的・職業的自立に関する指導等」（キャリアガイダンス）を行う、大学内の組織間（例えば、教育を行う組織、厚生補導を行う組織、教務部・学務部等の事務組織）の有機的な連携による、適切な体制が整えられていること。
- ③ 就業力育成に関する大学の情報（学部等の人材養成の目的、授業科目の名称・内容、入学者・在学者・卒業者に関する情報等）を積極的に公表していること。

#### 【選定の際に付加して考慮する事項】

本事業の趣旨に合致した取組を実施する学部等において、以下の①又は②を行っている場合、選定の際に付加して考慮します。

- ① 各大学の強みを生かした大学間連携
- ② 高校生の職業観・勤労観の形成に役立つ高等学校等との連携

- 当該大学において、大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金等により文部科学省等が行っている他のプログラム（以下、「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で選定されている取組と同一又は類似（明らかに発展させた形になっていないもの。以下同じ。）の取組については申請することはできません。また、過去に選定され補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組についても申請することはできません。
- 当該大学において、「大学生の就業力育成支援事業」以外の「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」に申請を予定している同一又は類似の取組については申請することはできません。
- 大学の機能別分化を促進する等の観点から、本事業では「幅広い職業人養成」に関する機能の強化に力を入れている大学を支援の対象としています。（例えば「高度専門職業人養成」（特に就業に際して資格が必須であり、かつ、当該資格の取得に、特定学部等の卒業が要件とされているものの養成（医師・歯科医師・薬剤師・獣医師））や「世界的研究・教育拠点」の強化に力を

いれようとしている大学については、本事業の対象としては想定としておりませんのでご留意願います。)

- 本事業を通じた就業力の向上について、中間評価時や、取組期間終了時等の将来において客観的に把握・確認ができるよう、事業初年度（現在の状況）から、各大学において大学の特色や達成しようとする目的などを総合的に勘案して、就業力に関する指標（学生の就職状況、その他企業や学生自身による評価項目など）を設定の上、就業力に関する状況の把握・蓄積等を行ってください。

## (2) 申請件数・募集内容等

- 1つの大学につき、複数の大学での共同の取組を含め1件までの申請とします。
- 複数の大学での共同の取組を申請する場合は、主となる1つの大学が代表となり申請してください。（共同での取組を実施する場合の協力校は、申請することはできません。）
- 申請書（様式）に従って、取組の趣旨・目的・達成目標(取組を実施するに当たっての背景、取組の具体的な目的、取組による達成目標)、取組の具体的な内容・実施体制等による達成目標、取組の評価体制・評価方法、取組の実施計画等(取組の全体スケジュール、財政支援期間終了後の大学における取組の展開の予定)などを記載し、文部科学大臣あてに申請書を提出してください。詳細については、「平成22年度『大学生の就業力育成支援事業 申請書類等作成・提出について』」を参照してください。

## (3) 選定件数

選定件数は、130件程度とします。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

## (4) 取組に対する経費措置

- 選定された取組に対して、国公立を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しています。

ただし、経費措置については、2年目以降、逡減する予定としておりますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、選定された取組が大学改革推進等補助金により文部科学省が行っている他のプログラム又は他の補助金等により経費措置（以下、「他の経費措置」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本事業として経費措置を受けることはできません。

取組を申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で、事業内容及び資金計画「取組に係る経費」を作成してください。

- 本事業においては、実務家教員や自大学にはない専門分野の教員を新たに採用するための人件費、教材開発・作成に要する経費、産業界との連携に要する経費、学生のインターンシップに要する経費、企業等の第一線で活躍する実務家の招聘等に要する経費等、新たに発生する経費を補助対象としています。参考例（イメージ）としては以下のようなものが考えられます。

### 【経費の例】

- ① 実務家教員や自大学にはない専門分野の教員を新たに採用するための人件費
  - ・企業の第一線で活躍する実務家を教員（客員教授、客員准教授等）として採用した場合の人件費
- ② 教材開発・作成に要する経費
  - ・本事業の教材・テキスト印刷製本費
- ③ 産業界との連携に要する経費
  - ・企業の第一線で活躍する実務家と共にカリキュラム開発を行う経費
- ④ 学生のインターンシップに要する経費
  - ・インターンシップの受入れる企業への謝礼金
- ⑤ 企業等の第一線で活躍する実務家の招聘等に要する経費等
  - ・企業の第一線で活躍する実務家を講師として招聘、講演を行う経費
- ⑥ 初年次教育からの就業意識を涵養するための経費
  - ・入学時から体験プログラムや必修講座の開設に係る経費
- ⑦ 学生自ら就業力が形成されていることを確認するための経費
  - ・学生のキャリア・ポートフォリオ作成に係る経費
- ⑧ 就業力の状況把握に係る経費
  - ・Webを使用した企業・学生からのアンケート集計システム構築の費用など

※ 上記はあくまでも参考例（イメージ）であり、上記の経費に係る取組に限定されるものではありません。また上記費用を計上している大学が、優先的に選定されるものでもありませんのでご注意ください。

### （5）事業規模等

- 申請にあたっては、補助事業の実施に必要な事業費を積算して申請書を作成の上、提出してください。事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業費との差額はその他の経費（自己収入等）により各大学が負担することとなります。なお、補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

### 【取組に係る経費の規模等】

補助金基準額	財政支援期間
20,000千円程度以内／年	5年

※ 共同の取組については補助金基準額を25,000千円程度以内／年とする

- 使用できる経費の取扱いの詳細については、文部科学省Webサイトに掲載している「大学改革推進等補助金交付要綱」等を参照してください。

(参考) 平成21年度大学改革推進等補助金について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm)

#### (6) 中間・事後評価

- 選定した取組については、その効率的で効果的な推進を図るため、事業開始2年経過後（平成24年度）に中間評価を、事業期間終了後（平成27年度）に事後評価を文部科学省において運営される「大学生の就業力育成支援事業委員会（以下、「委員会」という。）」で行います。

評価については、委員会で決められた評価方法、基準等に基づいて行われます。

また、評価結果については、公表します。

中間評価の結果によっては、補助金が交付されなくなることがあります（補助が打ち切られることもあります。）。

※ 中間・事後評価の方法・基準等は、今後、委員会において決定しますが、本事業の趣旨等を踏まえ、各大学で設定した就業力に関する指標（学生の就職状況、その他企業や学生自身による評価項目など）に基づいて、現在の状況がどのように改善されたかなどを対象とすることを予定していますので、本事業に選定された大学においては、初年度より就業力に係る項目の把握を必ず行ってください。

## **3 選定方法等**

### (1) 選定の方法

- 本事業の選定のための審査は、委員会において行います。選定方法等の概要は、「平成22年度『大学生の就業力育成支援事業審査要項』」をそれぞれ参照してください。
- 委員会において、大学・短期大学それぞれの目的や役割の違いや申請内容等を総合的に勘案し、審議の上選定します。

### (2) 選定結果の通知

選定された大学には、学長あて選定結果を通知します（7月中旬頃を予定）。

## **4 要件違反等**

### (1) 形式的要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 「大学生の就業力育成支援事業申請書類等作成・提出について」の「Ⅲ 申請書の作成につい

て」「一般的留意事項について」1 で定める書式と異なる場合

- ② 様式1、2、3、4、5、8の規定ページ数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ③ 指定外の資料を添付した場合（添付の分量を問わない）

## (2) 申請要件違反

公正な審査を行うため、以下の要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 大学院研究科、専攻科及び別科が中心となって行う取組の申請
- ② 「2 事業の概要」の「(2) 申請件数・募集内容等」で示した申請件数の範囲を超える申請（該当する申請がある場合は、大学に対しての事情確認を行った後、その件数の範囲を超えることとなる申請については取り下げていただくこととなります。）

## (3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。また、選定後においても申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は選定が取り消されることがあります。

※ 要件違反等の防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」については、申請書と併せて提出していただきます。（「5 申請に当たっての留意事項」参照のこと）。

# **5 申請に当たっての留意事項**

## (1) 申請書

「平成22年度 大学生の就業力育成支援事業申請書類等作成・提出について」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、学長から文部科学大臣あてに申請してください。

## (2) 申請内容等チェックシートによる確認

要件違反等の防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」を申請書に併せて提出してください。

## (3) 申請手続

申請書類等は、以下の提出先へ提出期間内必着、宅急便（郵送不可）で送付してください。（受付会場は設けませんので宅急便による提出をお願いいたします。）

なお、提出期間内に申請書類等が提出されない場合は、審査対象外とします。

**【提出期間】**平成22年5月27日（木）～平成22年5月28日（金）に必着。

**【提出先】**〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省14階国立大学法人支援課分室「大学生の就業力育成支援事業」担当 宛

### 【提出部数】

1. 平成22年度 大学生の就業力育成支援事業申請書
    - ①両面印刷穴あけ・製本テープにより製本・・・・・・・・・・・・・・・・・・12部
    - ②片面印刷（印刷原稿用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
  2. 平成22年度 大学生の就業力育成支援事業申請カード・・・・・・・・・・大学ごとに1枚
  3. 上記関係の書類を保存したCD-RW・・・・・・・・・・大学ごとに1枚
  4. 平成22年度 大学生の就業力育成支援事業申請内容等チェックシート・・・・・・・・1部
- ※ なお、提出にあたっては、指定の文部科学大臣宛公文書を添えて提出してください。

### (4) その他

申請書等は返却しませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。

## 6 公表等

- 募集締切後、申請大学名及び取組名称を公表します。また、選定された取組については、内容等についても公表します。
- 事例集や報告集の作成、フォーラムの開催を行う場合がありますのであらかじめ御了承ください（これらの作成、開催にあたっては、選定された各大学に参加していただきます。）。その際、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。
- 本事業の趣旨等を踏まえ、選定された大学は、自ら選定取組の内容、経過、成果、達成目標の到達状況等を各大学のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に社会へ情報提供を行っていただくこととします。
- 大学教育改革の推進の一環として本事業計画の実施状況の確認とともに、審査・評価等の方法の改善等のために、選定を行った取組を対象に、取組の財政支援期間終了後に状況調査等を行い、広く社会に情報提供することを予定しています。

## 7 問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省 高等教育局 専門教育課 教育振興係  
電 話：03-5253-4111（内2992）

平成22年度  
大学生の就業力育成支援事業  
審査要項

平成22年4月  
文部科学省

# 平成22年度 大学生の就業力育成支援事業審査要項

平成22年4月9日  
大学生の就業力育成  
支援事業委員会委員会

## I 本事業の審査

大学生の就業力育成支援事業（以下「本事業」という。）にかかる審査は、この審査要項により行うものとする。

## II 審査方法

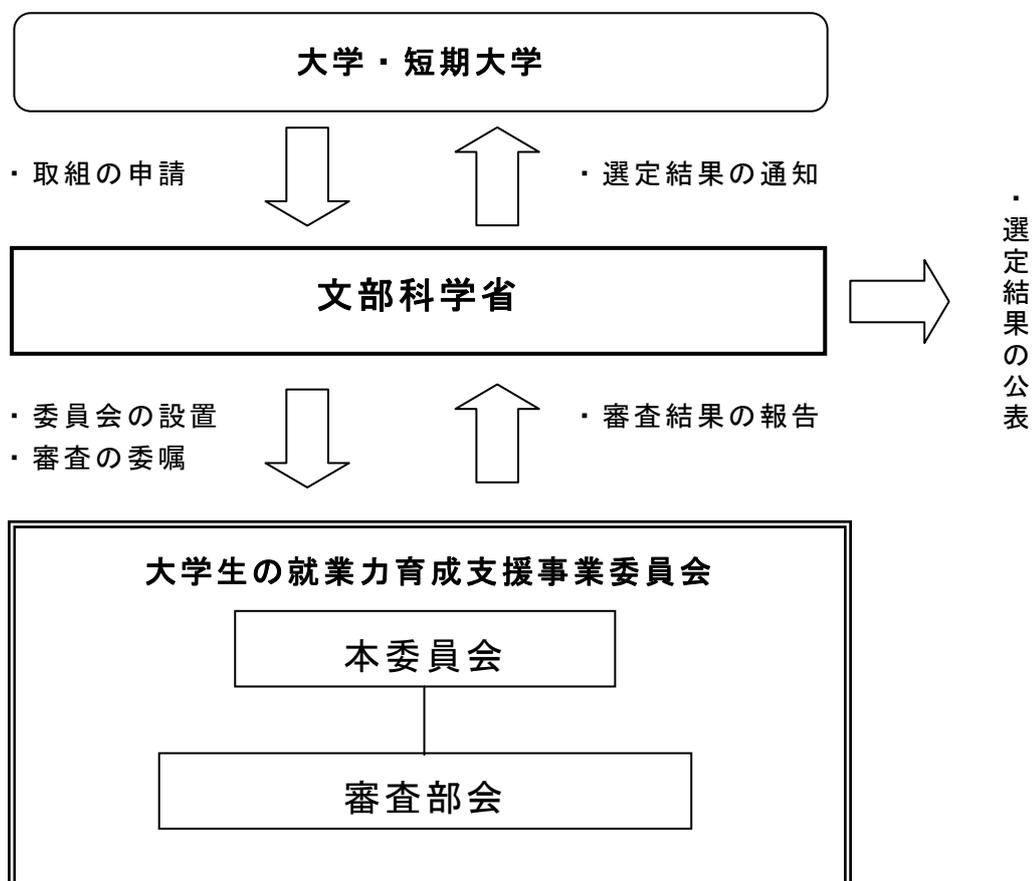
### 1 大学生の就業力育成支援事業委員会（以下、「委員会」という。）における審査

- 委員会は、書面審査等を担当する審査部会を置く。
- 審査部会は、書面審査及び合議により選定候補（案）を決定するとともに審査結果を取りまとめる。
- 委員会は、審査部会からの審査結果を取りまとめ、選定候補を決定する。
- なお、上記の審査にあたっては、様々な取組を選定するという観点から、設置形態などについても留意する。

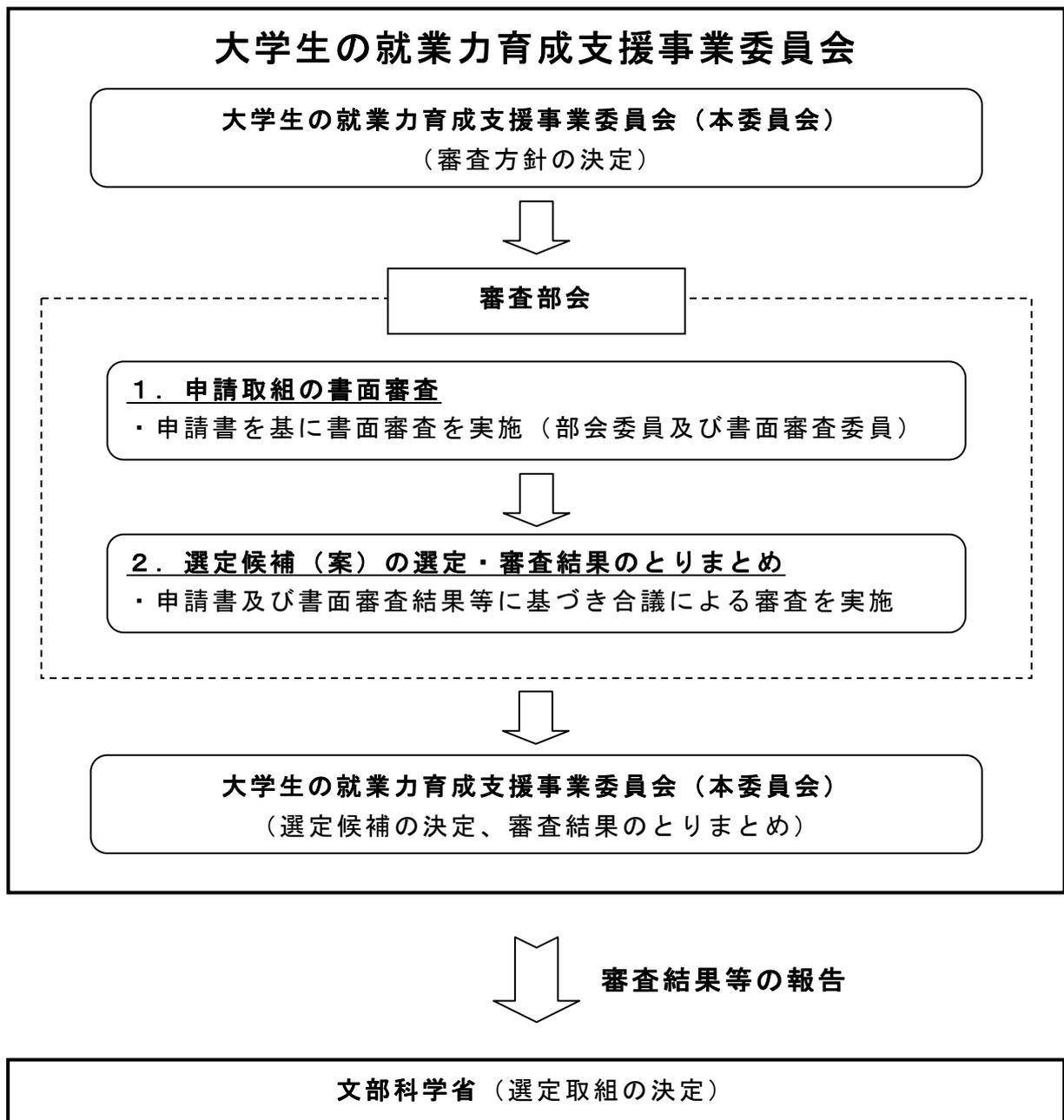
### 2 文部科学省における選定取組の決定

- 委員会の審査結果を踏まえつつ、申請内容や大学・短期大学の別、国公立の設置者、地域バランスなどを総合的に勘案して選定取組を決定する。

## 【審査体制】



【審査手順（選定までの流れ）】



### Ⅲ 審査方針

#### ○ 書面審査の進め方

書面審査は、次に示す「1 書面審査項目ごとの評点」及び「2 総合評価」の流れで実施する。

##### 1 書面審査項目ごとの評点

下記の書面審査項目（視点1（1）～（3）、視点2（1）～（5）、視点3（1）～（2））について、それぞれ以下のとおり評価を実施する。

##### 《視点1 選定の要件について》

本事業における取組の選定にあたっては、取組を実施する学部等において、次の全ての事項を行っている、又は行う計画があることを要件とする。

書面審査に当たっては、次の項目（1）～（3）について以下の区分で判断する。

##### 【書面審査項目の評点】

区分	評価
○	選定の要件に合致した計画・取組である
×	選定の要件に合致した計画・取組でない

（1）就業力の育成について、本事業の趣旨に沿って、従来の大学教育に加え、就業して役立つ実学的専門教育を含む体系的な計画が策定されていること。

##### 《評価の観点》

・計画が、総合的にみて公募要領の趣旨①～④を満たしているか。

（2）「社会的・職業的自立に関する指導等」（キャリアガイダンス）を行う、大学内の組織間（例えば、教育を行う組織、厚生補導を行う組織、教務部・学務部等の事務組織）の有機的な連携による、適切な体制が整えられていること。

##### 《評価の観点》

・「社会的・職業的自立に関する指導等」に関する大学設置基準及び短期大学設置基準の改正を踏まえ、大学内の組織間（例えば、教育を行う組織、厚生補導を行う組織、教務部・学務部等の事務組織）で有機的な連携による体制の整備又は整備の計画が策定されているか。

（3）就業力育成に関する大学の情報（学部等の人材養成の目的、授業科目の名称・内容、入学者・在学者・卒業者に関する情報等）を積極的に公表していること。

##### 《評価の観点》

・大学等の人材養成の目的、授業科目の名称・内容、入学者・在学者・卒業者に関する情報等が公表または今年度内に公表する計画が明確となっているか。  
・大学のWebサイト等を通じ、社会に対して積極的かつ継続的に情報を公表または公表する計画となっているか。

## 《視点2 取組について》

本事業における取組の選定にあたって、次の事項を評価する。

書面審査に当たっては、次の項目(1)～(5)について、それぞれ「評価の観点」に照らした絶対評価により、評点を以下の4段階の区分で判断する。

なお、各項目の評価はそれぞれの重要性に応じ係数を設定する。

また、項目(6)～(8)については、評価にあたり参考とする。

### 【書面審査項目の評点】

区分	評価
4	非常に優れている
3	優れている
2	不十分な点が見受けられる
1	不十分である

#### (1) 取組の趣旨・目的・達成目標

##### 《評価の観点》

- ・学生の就業力の向上に関して、大学が置かれている現状・課題等を把握しているか。
- ・大学の現状と課題に対して、その解決のための目的が妥当なものとなっているか。
- ・取組を実施する学部等の学生の就職状況、その他企業や学生自身による評価項目などの目標が明確かつ妥当に設定されているか。
- ・達成目標が、各大学の現状と課題に照らし妥当なものとなっているか（何をどこまで引き上げるかなど、改善される内容が明らかであるか。）。
- ・項目(6)を参考

#### (2) 取組の具体的内容

##### 《評価の観点》

- ・計画されている取組に内容が、これまでの単なる延長ではなく、「学生の社会的・職業的自立」が図られるための大学の教育改革として妥当かつ有効なものとなっているか。
- ・過去に選定された「国公私を通じた大学の教育改革支援プログラム」がある場合、その成果を本取組で発展させているか。
- ・計画されている実施のスケジュールや各年次の実施計画が、この取組の目的や目標の達成のために具体的かつ妥当なものとなっているか。
- ・項目(6)(7)(8)を参考

#### (3) 取組の実施体制等

《評価の観点》

- ・ 目標の達成に必要な、産業界等との連携体制、「社会的・職業的自立に関する指導等」に関する大学内の組織間（例えば、教育を行う組織、厚生補導を行う組織、教務部・学務部等の事務組織）の有機的な連携による実施体制等が、取組を実施するために効果的なものとなっているか。
- ・ 項目（６）（７）（８）を参考。

（４）取組の評価体制・評価方法

《評価の観点》

- ・ 取組に対して、組織として評価を適切に実施する体制等の整備又は整備の計画がなされているか。
- ・ 評価結果を当該取組の改善に結びつけるシステムとなっているか。
- ・ 取組期間終了時における評価体制等が具体的に計画されているか。
- ・ 取組の達成目標に対する達成度や成果・効果を測る方法や指標が具体的に設定されているか。

（５）取組の今後の展開等

《評価の観点》

- ・ 申請経費が、計画のスタートアップに必要なかつ妥当な経費であるか。
- ・ 取組期間終了後における、取組の実施を踏まえた展開について具体的に示されているか。
- ・ 項目（７）（８）を参考

○ 項目毎の係数

- |                  |   |        |
|------------------|---|--------|
| （１）取組の趣旨・目的・達成目標 | → | 係数 1.5 |
| （２）取組の具体的内容      | → | 係数 1.5 |
| （３）取組の実施体制等      | → | 係数 1.0 |
| （４）取組の評価体制・評価方法  | → | 係数 1.0 |
| （５）取組の実施計画等      | → | 係数 1.0 |

《以下の項目は評価の際の参考とする》

- （６）平成 21 年度に最終学年に在籍していた学生のうち就職を希望していた学生の就職率等

(取組を申請する学部等の各年度3月31日時点の状況)

- 【A】：最終学年に在籍していた学生
- 【B】：【A】のうち就職を希望していた学生
- 【C】：就職した学生
- 【D】：内定取り消しを受けた学生の有無
- 【C】／【A】
- 【C】／【B】

#### (7) 履修指導等や就職支援体制

(取組を申請する学部等の各年度4月1日時点の状況)

- ・履修指導等窓口の有無
- ・就職支援相談窓口の有無
- ・在学生数に対する履修指導等を行う教職員1人当たりの学生数
  - 【E】：在学生数
  - 【F】：履修指導・相談・助言等に関する業務を主たる職務とする職員(常勤・非常勤を問わない)
  - 【E】／【F】
- ・最終学年に在籍する学生に対する就職支援担当職員1人当たりの学生数
  - 【G】：最終学年に在籍する学生数
  - 【H】：就職支援に関する業務を主たる職務とする職員(常勤・非常勤を問わない)
  - 【G】／【H】
- ・就職支援担当職員1人当たりが受けた相談件数(平成21年度実績)
  - 【I】：就職支援担当職員が受けた相談件数
  - 【I】／【H】

#### (8) 産学連携による教育体制

(取組を申請する学部等の各年度4月1日時点の状況)

- ・全学的な産学連携教育体制
- ・在学生数に対する授業科目を担当している実務家教員数1人当たりの学生数
  - 【J】：産学連携教育に参画している企業等数
  - 【K】：産学連携教育に参画している企業等の実務家数
  - 【L】：【K】のうちカリキュラム開発に参画している企業等の実務家数
  - 【M】：【K】のうち授業科目を担当している実務家教員数
  - 【E】／【L】

#### 《視点3 選定の際に付加して考慮する事項について》

本事業における取組の選定にあたっては、取組を実施する学部等において、以下の事項を行っている場合には、視点2の取組内容に付加して考慮する。

書面評価に当たっては、次の項目(1)、(2)について以下の区分で判断する。

【書面審査項目の評点】

区分	評価
○	実施・計画されている
×	実施・計画されていない

(1) 各大学の強みを生かした大学間連携

区分	評価
○	実施・計画されている
×	実施・計画されていない

※ 評価の観点

- ・連携先が確保されているか。
- ・連携の目的が明確になっているか。
- ・それぞれの大学の強みを生かす連携となっているか。

(2) 高校生の職業観・勤労観の形成に役立つ高等学校等との連携

区分	評価
○	実施・計画されている
×	実施・計画されていない

※ 評価の観点

- ・連携先が確保されているか。
- ・高校生の職業観・勤労観の形成に役立つ連携となっているか。

2 総合評価

総合評価は、上記「1 書面審査項目ごとの評点」に基づき、担当する申請取組中の相対評価により、以下の4段階の区分で総合的に評価を行う。

評点区分	評価
A (4点)	特に優れている。
B (3点)	優れている。
C (2点)	妥当である。
D (1点)	不十分である。

3 書面審査に当たっての留意点

- (1) 「書面審査項目ごとの評価」及び「総合評価」について、各委員の付した評点は、平均値等を求めるため、審査部会における選定候補(案)決定に際し合議審査の参考資料とするため、必ず記入すること。
- (2) 所見の欄については、手厚い記載を行うこと。

IV その他

1 開示・非開示

(1) 委員会の審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則、非公開とすることとする。

② 委員会の議事要旨は、原則、非公開とすることとする。

(2) 委員等氏名について

委員会の委員、部会委員及び書面審査委員（以下「審査委員」という。）の氏名は事後に公表することとする。

2 利害関係者の排除

申請に直接関係する審査委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の審査を行わないこととする。

（利害関係者とみなされる場合の例）

- ・ 審査委員が当該大学学部、短期大学の専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ 審査委員が当該大学・学校法人等の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ その他審査委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

(1) 審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。